

佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び製造その他の請負契約に係る競争入札において、入札参加者から当該入札において提示した入札書に記載する金額の積算内訳を示す書類の提出を求める事務について、不正行為の防止等に資するとともに、入札参加者の積算能力の向上及び市の積算における精度向上に資することを目的として、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 入札書に記載する金額の積算内訳を示す書類(以下「入札金額内訳書」という。)の提出を求める事業は、市長が発注する競争入札に付する事業のうち、当該事業の予定価格を入札執行前に公表する事業とする。

ただし、単価契約により発注する事業等で、第4条の規定による入札金額内訳書に記載する項目について、内訳を記することが困難と思われる事業にあっては、対象としないことができる。

(提出等の周知)

第3条 市長は、競争入札に付する事業に関し、入札金額内訳書の提出の有無について、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る通知により、あらかじめ、その旨を明らかにし、周知しなければならない。

(入札金額内訳書の内容)

第4条 入札金額内訳書には、自己の名称又は商号、事業名称、入札日を明記しなければならない。

2 入札金額内訳書に記載する項目等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土木関係工事は、設計書鏡、設計概要、内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における細別）とする。
- (2) 建築関連工事は、設計書鏡、設計概要、科目内訳、中科目内訳とする。
- (3) その他の事業にあっては、前2号を準用するものとする。

3 土木関係工事及び建築関連工事は、前項第1号又は第2号に掲げる事項のほか、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載するものとする。

4 入札金額内訳書は、別記様式に定めるもののほか、事業担当課長が提示した書式又は競争入札に参加する者がこれに準じて作成する任意書式によることができる。

(入札の無効)

第5条 入札金額内訳書の提出を求めた入札において、入札金額内訳書の提出のないとき又は次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札金額内訳書に重大かつ明白な不備があるとき。
- (2) 入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が大幅に異なるとき。

(3) 前条第3項に定める記載がないとき。

(保管)

第6条 提出された入札金額内訳書は、当該事業に係る設計図書とともに、事業担当課において保管するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。施行日前の入札にあっては、従前の措置によるものとする。

(経過措置)

2 入札予定価格の事前公表に係る事務取扱要領（平成13年5月1日施行）

第3条第1項第3号に規定する事業にあっては、平成15年8月1日から運用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月9日決裁 佐契第956号）

(施行期日)

1 この要領は、令和7年12月12日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、第4条第3項及び第5条第1項第3号の規定について、適用日は別に定める。適用日以前の入札に係る入札金額内訳書については、なお従前の例による。

佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領の一部の適用日を定める基準

佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領（令和7年12月9日決裁 佐契第956号）附則第2項に規定するもののうち、第4条第3項の規定の適用日は、令和8年1月1日とする。

附 則（令和7年12月23日決裁 佐契第994号）

この基準は、令和8年1月1日から施行する。